

地域計画

策定年月日	令和7年〇月〇日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	赤井川村 (014095)
地域名 (地域内農業集落名)	全域(赤井川地区、都地区、落合・常盤地区) (日ノ出、中央、母沢、一町内、二町内、共栄、富田、一池田、二池田、旭丘、曲川、一都、二都、落合、常盤)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1015.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1076.24 ha
② 田の面積	255.92 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	684.86 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	90.21 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	126.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	99.53 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

赤井川村の農業者世帯数は約100世帯あり、その内70歳以上の世帯が約45%となっている。
新規就農者の受入体制により、50歳未満の農業者についても微増となっているが、施設野菜が中心となっているため、今後は高齢化や後継者不足による農地の遊休化を防止するための施策を講じ、農用地の有効利用を促進していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域における農業の目指すべき姿について、地域農業者と合意形成を図り、担い手への農地集積を進める。水稻をはじめ畑作物の収量・品質向上に向けた農業経営を推進する。また、基盤整備事業の実施とスマート農業等の省力化に取り組むことで、持続可能な農業と所得向上を目指す。

(4) 有機農業の取組

本村の令和6年度作付面積は441haであり、そのうち有機栽培面積は32ha(7.2%)で、取組農家数は17件である。
 本村の有機農産物は、都心部の大手百貨店やレストランと取引を行うほどに品質が認められており、農業者の品質向上や販路拡大の意欲が精力的に注がれている分野である。買い手側からの需要は増加しており、作付面積の拡大が理想的ではあるが、取り組みが個々の農業者で行われているため、品種や使用資材が統一された同品質の有機農産物の毎年生産量が安定しないことから一定の生産量を確保することが困難な現状である。
 有機農産物の栽培マニュアル等の作成により、品種や使用資材を統一することで品質を安定させることで、出荷数量のロットを確保し販路拡大を図る。
 村として有機農業のPRに重点を置き、新規就農者受入態勢の強化や既存農家の有機農業への転換を推進していくことで地域における有機農業の活性化を図り、村内外での有機農産物の認知度向上と需要拡大による、有機栽培面積の拡大を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農業委員会とも連携を図りながら、農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	80.4	%	将来の目標とする集積率
			89.2 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農業委員会とも連携を図りながら、農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
目標地図に位置付ける農用地について、農地中間管理機構を通じた権利設定を進める。農業委員会と連携しながら、担い手及び土地所有者の意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組
計画に基づき、道営土地改良事業を着実に進めるとともに新たな地区における基盤整備事業の実施を検討し、農地の改良事業(暗渠排水等)を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
JA等関係機関と連携し、村内外から多様な経営体を募集する。 意欲のある新規就農者に対し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援を実施し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農家戸数の減少を踏まえ、地域における農作業受委託組織の体制構築を検討し遊休農用地の発生防止を図る。 生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、今後はドローンを活用した共同作業・農作業委託も進むことが想定される。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①村内農業者が有害鳥獣被害防止のための電気柵、捕獲わな等を購入した場合に購入金額の一部を助成。また、人材育成をするため、新たな狩猟免許等取得者に対し、補助金を交付する。
- ②特別栽培や有機農業に取り組む農業者も増えてきており、環境へ配慮した作付を推進する。
- ③農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展、農業所得の向上を目指し、ICT機械や省力化に資する機材の導入を積極的に推進する。
- ⑦農業者の規模拡大を促進するため、耕作放棄地の復元に対し補助を行う。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	農業者44	ドローンによる肥料・農薬散布	露地野菜・水稻
2	農業者68	ドローンによる肥料・農薬散布	露地野菜・水稻
3	農業者98	整地・耕起	露地野菜

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。